

(様式A)

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の 遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

日本大学理事長 殿
日本大学学長 殿

令和 年 月 日

住所

氏名(自署)

私は、日本大学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、日本大学の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

記

私は、

- ☐ 以下の①に該当します。
- ☐ 以下の②に該当します。
- ☐ 以下の①及び②に該当します。
- ☐ 以下のいずれにも該当しません。

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約している者

以 上

(様式B－2：入学時，大学院学生用)

令和 年 月 日

誓 約 書

芸術学研究科長 殿

所 属 芸術学研究科

氏 名 (自署)

このたび私は日本大学大学院芸術学研究科への入学に関し，下記の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 在学中，無断で大学の所有物の提供及び学外への持ち出しを行いません。次のいずれかに該当する場合には，所属長(部科校輸出管理責任者)に相談するとともに，必要な場合には日本国政府が定める外国為替及び外国貿易法及びこれに基づく関係法令及び日本大学の定める規程等(安全保障輸出管理手続きマニュアル)に従い所定の手続きを行います。
 - ① 研究上の技術情報を在学中に外国において提供し，若しくは非居住者若しくは非居住者の影響を強く受けている居住者(「特定類型」に該当する者という。)に対して提供しようとする場合，又はこれを在学後に提供することが在学中に明らかとなった場合
 - ② 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果，得られた有体物を在学中に外国に輸出(海外へ送付又は持出し等)しようとする場合，又はこれらを在学後に輸出することが在学中に明らかとなった場合
- 2 研究上の技術情報を，大量破壊兵器等(核兵器，化学兵器，生物兵器，ロケット，無人航空機等)，通常兵器又はこれらに使用される材料・部品・製品の開発，製造，使用又は貯蔵に用いず，当該技術情報の使用は民生用途に限ります。

以 上

各 位

安全保障輸出管理に係る誓約書の提出について（依頼）

日本大学芸術学部

標記のことについて、下記のとおり安全保障輸出管理に係る誓約書等を提出いただきますようお願いいたします。

記

- 1 目 的 我が国を含む先進国が有する高度な技術や貨物が、大量破壊兵器等の開発技術に軍事転用されることを防ぐため。
- 2 理 由 外為法（外国為替及び外国貿易法 昭和24年法律第228号）の一部改正に伴い、新たに採用する教職員等及び入学する大学院学生等に対し、国内における非居住者への規制対象技術の提供を国外への提供とみなし、輸出管理を行うみなし輸出の明確化に対応するため。また、外為法等違反のリスクを包括的かつ未然に防止する観点から、各段階（入学・一時帰国・卒業）において安全保障上の懸念の有無や注意喚起の実施・誓約書の取得等、適切な管理が推奨されるため。
- 3 提出書類 ① 特定類型該当性に関する誓約書（様式A）
② 入口・中間・出口における誓約書（様式B-2）
- 4 提出方法 署名欄に自署（サイン）の上、芸術学研究科へ提出。

以 上

(様式A)

(記入例)

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

日本大学理事長 殿
日本大学学長 殿

令和 6 年 11 月 日

住所 東京都練馬区旭丘2-42-1
氏名(自署) 江古田 一郎

私は、日本大学が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿易局第492号。以下「役務通達」という。)の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、日本大学の法令遵守のため、役務通達の1(3)サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。

- 私は、
- ☐ 以下の①に該当します。
 - ☐ 以下の②に該当します。
 - ☐ 以下の①及び②に該当します。
 - ☒ 以下のいずれにも該当しません。

フロー図を参考にお答えください
※ほとんどの方は①・②には該当しません

(特定類型①)

① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体(以下「外国法人等」という。)又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体(以下「外国政府等」という。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者(次に掲げる場合を除く。)

(イ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合

(ロ) 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等(当該本邦法人の議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の50%以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。)との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合

(特定類型②)

② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益(金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち25%以上を占める金銭その他の利益をいう。)を得ている者又は得ることを約束している者

「外国為替及び外国貿易法第25条1項及び第2項」を要約すると、

「国際的な平和や安全の妨げになる技術を外国へ提供しようとする居住者・非居住者や外国人に技術を提供しようとする居住者は経済産業大臣の許可を得なければならない」

※居住者・非居住者については右図参照

◎居住者と非居住者の違いについて

居住者とは… 日本に住んでいて以下の条件に該当する人

日本人の場合

- 1. 日本に居住する人
- 2. 日本の在外公館に勤務する人

外国人の場合

- 1. 日本にある事務所に勤務する人
- 2. 日本に入国後6か月が経過した人

非居住者とは… 外国に住んでいて以下の条件に該当する人

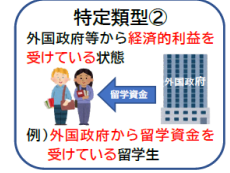
日本人の場合

- 1. 外国の事務所に勤務する目的で日本を出国し外国に滞在する人
- 2. 2年以上外国に滞在する目的で日本を出国し外国に滞在する人

外国人の場合

- 1. 外国に住んでいる人
- 2. 外国政府・国際機関の公務をする人
- 3. 外交官や領事館員及びその随行者

特定類型に該当するかどうかの確認フロー



特定類型①:外国政府や外国法人と雇用契約を結んでいる場合
(外国法人等と契約を結んでいない場合はNoに進む)

外国の大学や外国法人、外国政府と雇用契約(契約の名称を問わず、時間・場所を拘束されるもの)又は取締役や監査役として契約を結んでいるか?

Yes

No

特定類型①に該当します
(イ)と(ロ)に該当する場合を除く

特定類型①に該当しません

特定類型②:外国政府等から経済的利益を受けている場合
(外国政府等から奨学金等を受給していない場合はNoに進む)

外国政府等から多額の金銭その他重大な利益を得ている、又は得ることを約束しているか?
(金銭・利益とは、年間所得の25%以上に相当する額)

Yes

No

特定類型②に該当します

特定類型②に該当しません

特定類型該当性とは、

外為法(輸出を管理する法律)では、居住者から非居住者へ技術を提供する場合、軍事転用を防ぐために審査を行うよう定めています。また、居住者から居住者へ技術を提供する場合であっても、外国の影響を受けやすくなる特定の状態に該当する場合には審査を行うよう定めています。これを特定類型とよび、そこに該当する可能性があることを特定類型該当性といいます。

◎特定類型に該当する人への技術提供について(例示)

- Aさん= 居住者
- Bさん= 居住者
- Cさん= 非居住者



※現在、日本へ未入国または入国後6か月未満の非居住者(大学院生)も、入学後は滞在期間が6か月以上となるため、特定類型該当性に関する誓約書を提出してください(自筆署名であればpdf等データ提出も可)。

※誓約書の個人情報情報は、外国為替法等の法令遵守のために取得され、適切に管理されます。また、誓約書はコンプライアンス遵守を目的として取得するため、その内容によって個人を不利益に扱うことはいたしません。